

Title	『香港中文大学文物館蔵簡牘』干支表篇（『文帝十二年質日』）の復元
Author(s)	末永, 高康
Citation	中国研究集刊. 2014, 58, p. 70-83
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/58684">https://doi.org/10.18910/58684</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 『香港中文大学文物館藏簡牘』

### 干支表篇（『文帝十二年質日』）の復元

末永高康

『香港中文大学文物館藏簡牘』（香港中文大学文物館、二〇〇一年、以下『中文大簡』と略記）所収の漢代簡牘『日書』には「干支表篇」と名付けられた二十五枚の簡が収められている。この篇については、つとに劉樂賢氏が日書ではなく曆譜の類であろうことを指摘しており<sup>（注1）</sup>、近年、于洪濤氏は、これが岳麓書院秦簡と同様の『質日』の一つであろうと推定している<sup>（注2）</sup>。ただ、于氏が「由於這二十五枚簡都有不同程度的殘損、屬於何年曆譜已無從可知」と言われるように、いまだその復元もなされていないし、どの年の曆譜であるのかも特定されていない。確かに「干支表篇」は保存状態の悪い断簡ばかりではあるが、さいわいその全体像を復元するのに十分な

だけの情報は残されている。また、秦漢期の曆に関する近年の新出土資料は、この「干支表篇」の属する年を特定するのに十分なだけの情報を与えている。以下、「干支表篇」を復元して、この復元された曆譜が提起する若干の問題について論じてみたい。

さて、「干支表篇」は、整理者が補った干支も含めて数えれば、六つの干支が書かれた簡が十一枚、以下、五、四、三、二、一個の干支が書かれた簡が、それぞれ六、四、二、零、二枚であり、六つより多くの干支が書かれた簡は存在しない<sup>（注3）</sup>。ここからこの曆譜が岳麓書院秦簡『質日』や周家台秦簡『秦始皇三十四年曆譜』と同じタイプのものであることがわかる<sup>（注4）</sup>。すなわち、

一簡を六欄に区切り、(十月歳首の場合)最上段に十月、十一月の二か月分、次の段に十二月、正月の二か月分というように各欄に二か月分の日付の干支を書き入れたタイプのものであることがわかる。秦漢期に用いられていた暦では、基本的に三十日の大の月と二十九日の小の月が交互に組み合わされる形で暦が構成されているから、二か月は基本的に五十九日。他方、干支は六十あるから、この形の暦の場合、上の欄から下の欄に移る時に、干支がひとつ手前のものが入ることになる。「干支表篇」の最初に掲げられた簡九五の干支が上から「甲子 癸亥 壬戌 辛酉 庚申」となっているのは、このことをよく示している。

ただ、秦漢期の暦(に限らず陰暦)では十三もしくは十五か月おきに大の月が連続するから、年によつては二か月で六十日になる欄があらわれることになる。この場合はこの欄とその下の欄では同じ干支が入ることになる。簡九十六の「己未 己未 戊午 丁巳 丙辰」において、「己未 己未」となっているのはこのことによる。あいにく簡九十六は断簡で五つの干支しか書かれていないから、どの欄で大の月が連続しているか確定できないが、簡一一六、一一九には六つの干支が残されており、かつ最上欄と次の欄に同じ干支が並んでいる。ここか

ら、最上欄の二か月で大の月が連続していることがわかる。

それ以外の欄は、一方が大の月、他方が小の月であるから、この場合、最上段にだけ干支が書かれ、以下の欄には干支が書かれていない簡が一つだけ存在することになる。さいわい「干支表篇」ではこの簡が残されている。簡一一五である。断簡ではあるが、その残された長さから考えれば三つか四つの干支が書かれてしかるべき簡である。その上部にひとつだけ「乙亥」と記されている。ここから連続する大月のいずれかの晦日の干支が「乙亥」であることがわかる。

もし、この簡がこの暦の末尾に置かれていたとすれば、この簡以外のすべての簡で最上欄と第二欄に同じ干支が書かれていなければならぬことになる。ところが、簡一〇二の「辛丑 庚子 己亥 戊戌 丁酉 丙申」をはじめとして、すべての欄に干支が書き込まれた簡で最上欄と第二欄の干支が異なるものが存在している。したがって、「乙亥」と書かれた簡一一五は右側に書かれた月の末尾の簡であることがわかる。これだけの情報があれば、この暦譜を復元するのに十分である。以下がその復元である。



(8)	癸卯	壬寅	辛丑	庚子	己亥	戊戌	(00)
(27)	壬寅	辛丑	庚子	己亥	戊戌	丁酉	01
(26)	辛丑	庚子	己亥	戊戌	丁酉	丙申	02
(25)	庚子	己亥	戊戌	丁酉	丙申	乙未	
(24)	己亥	戊戌	丁酉	丙申	乙未	甲午	
(23)	戊戌	丁酉	丙申	乙未	甲午	癸巳	03
(22)	丁酉	丙申	乙未	甲午	癸巳	壬辰	04
(21)	丙申	乙未	甲午	癸巳	壬辰	辛卯	(05)
(20)	乙未	甲午	癸巳	壬辰	辛卯	庚寅	(05)
(19)	甲午	癸巳	壬辰	辛卯	庚寅	己丑	(05)
(18)	癸巳	壬辰	辛卯	庚寅	己丑	戊子	
(17)	壬辰	辛卯	庚寅	己丑	戊子	丁亥	
(16)	辛卯	庚寅	己丑	戊子	丁亥	丙戌	(06)
(15)	庚寅	己丑	戊子	丁亥	丙戌	乙酉	(06)
(14)	己丑	戊子	丁亥	丙戌	乙酉	甲申	
(13)	戊子	丁亥	丙戌	乙酉	甲申	癸未	07
(12)	丁亥	丙戌	乙酉	甲申	癸未	壬午	08
(11)	丙戌	乙酉	甲申	癸未	壬午	辛巳	09
(10)	乙酉	甲申	癸未	壬午	辛巳	庚辰	(11)
(09)	甲申	癸未	壬午	辛巳	庚辰	己卯	(11)

原缺「甲午」字

「丁酉」下有四字、字跡模糊

(29) 甲辰 癸卯 壬寅 辛丑 庚子 己亥 99  
 (30) 乙巳 甲辰 癸卯 壬寅 辛丑 庚子 (00)

上部の数字は補った日付であり、四角で囲ったものは位置が確定できる簡で、簡番号(百の位は省略)は下部に記してある。傍線を付したものは、簡の位置に複数の可能性のあるもので(注)、簡番号は括弧を付して下部に記してある(よって同じ簡番号が複数ある)。

さて、このように「干支表篇」を復元すると、ここに含まれるべき簡が、『中文大簡』の『日書』には少なくとももう一枚残されていることに気付く。次に示す簡七六である。

【日】五夜十一 ●正月大、日七夜九 ●三月大、日九夜七 ●五月大、日十一夜五 ●七月大、日九夜七 ●九月【大】、日七夜九

各月の日夜の長さの比が記されているのが特異であり、睡虎地秦簡『日書』にこれに類似した「日夕表」があることから、整理者は「日夜表篇」と題して『日書』に含めているが、この日夜の長さの記載を取り去ってしまえ

ば、岳麓書院秦簡『質日』で各月の大小を記した簡と同じような形になる<sup>(注6)</sup>。しかもその月の大小は上に復元したものの後半部のそれと一致している。睡虎地秦簡の「日夕表」のように各月の日夜の長さの比を示すだけであれば、月の大小を示す必要はないはずであるから、これが上の曆譜の一部であるのはほぼ間違いないであろう<sup>(注7)</sup>。

また、この簡が「干支表篇」に属することは、その簡長によっても支持される。『中文大簡』の凡例によれば、その図版は原寸大であって、「干支表篇」においては、最も長い簡一一三がおそらく整簡で、全長約二十四・八cm。干支を記した各欄の長さは約三・五cmで天頭が約一・〇cm取られている。「日夜表篇」簡七六の下端はおそらく完整で、現存の長さは約二十二・五cm。各欄の長さは約三・五〜四・〇cmで「干支表篇」の簡とほぼ等しい。この簡七六の最上欄の長さが三・五cmで、その上にさらに天頭が一・〇cmあったとすると全長が約二十四・五cmとなって、簡一一三とほぼ等しくなる。この簡長から考えても、これが「干支表篇」に属すべき一枚であると考えてよいであろう。他方、『中文大簡』の『日晝』で最も長い簡は約二十八cmあって(簡三七、八八、八九)、他の断簡がもともとこれと同じ長さであったかど

うかはわからないが、「日夜表篇」のこの簡がこれらの長い簡と一つの冊書を成していたとは考えられない。

さて、この簡七六に記されているのは奇数月であるから、欠けている最上欄の部分には「●十一月大」が補われることになる。『中文大簡』には残されていないが、前半部分の冒頭部にも同様の簡があったはずであるから、そこに次の簡を補ってよいであろう。

●十月大、日六夜十 ●十二月小、日六夜十 ●二月小、日八夜八 ●四月小、日十夜六 ●六月小、日十夜六 ●八月小、日八夜八

以上から、この曆譜が十月を歳首とするものであること、すなわち、太初の改曆以前のものであることがわかる。あとは上に復元された月の大小と朔日の干支が一致する歳を太初以前から探し出せばよい。

秦曆と漢初の曆の復元については別に論じたことがあるので、その詳細をここで繰り返すことはしないが、現在の資料状況はこの時期の曆を完全に復元するものではないものの、いくつかの特定の月——景帝後元二年(前一四二)の孔家坡漢簡『曆日』以前と武帝元光元年(前一三四)の銀雀山漢簡『視日』以後については八十一か

月に一度の月、それ以外は十五か十三か月に一度の月の大小と朔日の干支が不確定である他はほぼ確定されている<sup>(注8)</sup>。この不確定さを考慮に入れても、上で復元されたように、十月が丙午朔、十一月が丙子朔でこの二か月が連大月となる歳は文帝十二年(前一六八)以外にない。また、上の暦譜の二月乙巳朔が、馬王堆三号漢墓紀年木牘の「(文帝)十二年二月乙巳朔」<sup>(注9)</sup>と一致していることも、これが文帝十二年の暦譜であることの傍証となろう。これでこの暦譜の属する歳が確定したことになる。

『中文大簡』の『日書』には「陷日篇」簡一七に「孝惠三年」(前一九二)の紀年があり、その注では、「其所書年代の上限不会超過『孝惠三年』、而其下限也不会晚於文帝初年」と言われている。文帝初年よりは若干時代が降ることになるが、ここに文帝十二年の暦譜が含まれていてもそれほど不自然ではないであろう。

なお、『中文大簡』の『日書』「日夜表篇」には「元年□」と記された簡七七が含まれている。これも何らかの暦譜の一部かと思われるが、太初改曆以前のいずれかの元年で、上に復元した暦譜と日の干支が一致するものはないから、上に復元したものとは無関係であろう。あるいは、「干支表篇」の一部は、この或る元年の暦譜の一

部であるかも知れないが、「干支表篇」の二十五枚の干支に重複はないから<sup>(注10)</sup>、ここではすべて文帝十二年の暦譜の一部であったと考えておきたい。

さて、上のように、『中文大簡』の暦譜を復元した時、同時期の他の暦譜と比して特異なのは、各月の日夜比が記されている点である。このような形で各月の日夜比が記された暦譜はこれまでに知られていない<sup>(注11)</sup>。ただ、これとは形式を異にするものの、日夜比に相当する情報が記されている暦譜は他にも存在する。日照海曲簡『漢武帝後元二年視日』である。劉紹剛・鄭同修両氏の復元によれば<sup>(注12)</sup>、この暦譜には次のような形で、刑徳七舎説のうちの「徳」の「舎」が記されている(括弧内の日付と節気に関する情報はもとの簡には記されていない。また、末尾の括弧内の数字は簡番号である)。

- (一月 十一日) 甲午(雨水<sup>(注13)</sup>) 居庭卅日
- (二月 十一日) 甲子春分居門卅日(29)
- (三月 十二日) 甲午(穀雨前一日)居巷卅一日(06)
- (四月 十三日) 乙丑(小滿) 居術卅日
- (五月 十四日) 乙未夏至居郭門一日(21)
- (五月 十五日) 丙申居野卅日

(六月 十五日) 丙寅(大暑) 居術卅一日 (25)  
 (七月 十六日) 丙申(処暑) 居巷卅日  
 (八月 十七日) 丁卯秋分居門卅日  
 (九月 十八日) 丁酉(霜降) 居庭卅一日 (16)  
 (十月 十八日) 丁卯(小雪前一日) 居堂卅日 (32)  
 (十一月 二十日) 戊戌冬至居戸一日 (35)

(十一月二十一日) 己亥居室卅日 (28)  
 (十二月二十一日) 己巳(大寒後一日) 居堂卅日

刑徳七舎説は『淮南子』天文篇に見え、ここでは二十四節氣の各中氣の前後十五日(計三十日)を単位にして、「刑」と「徳」が室、堂、庭、門、巷、術、野の七舎を次のような形でめぐるものとして説明されている(注14)。

月	(中氣)	徳	刑	日夜比
一月	(雨水)	庭	巷	日七 夜九
二月	(春分)	門	門	日八 夜八
三月	(穀雨)	巷	庭	日九 夜七
四月	(小滿)	術	堂	日十 夜六
五月	(夏至)	野	室	日十一 夜五
六月	(大暑)	術	堂	日十 夜六
七月	(処暑)	巷	庭	日九 夜七

八月	(秋分)	門	門	日八 夜八
九月	(霜降)	庭	巷	日七 夜九
十月	(小雪)	堂	術	日六 夜十
十一月	(冬至)	室	野	日五 夜十一
十二月	(大寒)	堂	術	日六 夜十

末尾に付した日夜比との対照から一見して明らかかなように、その天文学的な含意の一つは、一年における日夜比の変化の概略を説明するものである(注15)。日照海曲簡『視日』では各月の中氣を境にして「徳」が舎を移しているのと、夏至、冬至において七舎とは異なる「郭門」「戸」に「徳」が止まっている点で、『淮南子』のそれとは異なるが、これが日夜比の変化の概略を示す機能を持つものであることは確かである。

ただ、漢初において刑徳七舎説は単に日夜比の変化を示すだけのものではなかった。景帝朝のものとされる孔家坡漢簡『日書』には次のような記述が見えている(注16)。

…□□及至徳所在乃可治也。(90)  
 正月、刑在堂、徳在庭。(91壹)  
 二月、刑在庭、徳在門。(92壹)  
 三月、刑在門、徳在巷。(93壹)



- 四月、刑在巷、徳在術。(94壹)  
 五月、刑在術、徳在野。(95壹)  
 六月、刑徳並在術。(96壹)  
 七月、刑在術、徳在野。(91貳)  
 八月、刑在巷、徳在術。(92貳)  
 九月、刑在門、徳在巷。(93貳)  
 十月、刑在庭、徳在門。(94貳)  
 十一月、刑在堂、徳在庭。(95貳)  
 十二月、刑徳並在堂。(96貳)

七舎から「室」が落とされて六舎になっている点と、「刑」「徳」の動きが日夜比と連動していない点で、『淮南子』に示された刑徳七舎説と大きく異なっている。これが書き誤りでないのであれば、日夜比を示すという天文学的な含意がすでに捨象されて、択日術の一つに変形された刑徳七舎説のバリアアントがここに示されていることになる。日照海曲簡『視日』の刑徳七舎説についても、これを整理した劉・鄭両氏は、択日術と結び付いたものと推定されている。

となると、問題となるのは、『中文大簡』の曆譜に示された日夜比が、単に日夜の時間比を知るために記されたものであるのか、という点であろう。日夜比が刑徳七

舎説と連動しているのであれば、日夜比を記すことは間接的に刑徳七舎説を記すことになる。それが択日術と結び付いているのであれば、『中文大簡』の曆譜に示された日夜比もまた、単に昼夜の物理的な時間比を知るために記されたものではなく、何らかの占法のために記されたものである可能性が生じてこよう。ただ、その可能性は低いと思われる。というのも、『日書』に記された「日夕表」は、基本的に択日術と結び付けられていないからである。

出土した『日書』では、睡虎地秦簡『日書』甲種に二か所(64正貳／67正肆／60背參／68背參、60／62背肆)、同乙種に一か所(18貳／29貳)<sup>(注17)</sup>、放馬灘秦簡『日書』乙種に二か所(56貳／64貳、56參／58參／78貳／86貳)<sup>(注18)</sup>、「日夕表」が示されている。その内の三つは「正月日七夕九」を頭にして「十二月日六夕十」までの日夜比を記したもので、それだけが独立して記されていて、それを用いた占法は記されていない。残る二つの内の一つは、睡虎地『日書』甲種の「歳」と名付けられた部分に見えるもので、「刑夷、八月、猷馬、歳在東方、以北大祥、東旦亡、南遇殃、西数反其郷。…(64正壹／67正壹)」と楚の十二月名で記された占法が示された部分の下に次のように記されている。

十月楚冬夕、日六夕十（原訛「七」）。（64正貳）

十一月楚屈夕、日五夕十一。（65正貳）

十二月楚援夕、日六夕十。（66正貳）

正月楚刑夷、日七夕九。（67正貳）

二月楚夏尿、日八夕八。（64正參）

三月楚紡月、日九夕七。（65正參）

四月楚七月、日十夕六。（66正參）

五月楚八月、日十一夕五。（67正參）

六月楚九月、日十夕六。（64正肆）

七月楚十月、日九夕七。（65正肆）

八月楚爨月、日八夕八。（66正肆）

九月楚猷馬、日七夕九。（67正肆）

秦の月名と楚の月名との対応を示す部分であり、ここに日夜比が合わせ記されることにより双方が同じ月を指し示すものであることが保証される形になっている。この対照表により、秦の月名によって月を数える者も、上の占法が使えることになるわけではあるが、ここに示された日夜比それぞれが上の占法と結び付いているわけではない。残る一つは、放馬灘『日書』乙種に記された次のものである。

■ 正月壬辰、日七夜九（78貳）

・ 二月癸辰、日八夜八（79貳）

・ 三月戊辰、日九夜七（80貳）

・ ……（81貳注19）

・ 五月己辰、日十一夜五（82貳）

・ ……月、日十夜六（65注20）

・ 七月丙…（362貳）

・ ……九月己辰、日七夜九（83貳）

・ ……十月庚辰、日六夜十一（84貳）

・ ……十一月辛辰、日五夜十一（85貳）

・ ……十二月己辰、日六夜十一（86貳）

ここに記された「壬辰」「癸辰」等は、睡虎地『日書』乙種では「正月壬辰、二月癸辰、…（88貳）94貳、95参、99参」と記され、同じ内容のものが甲種（136正肆伍陸、139正肆伍陸）では四月を頭にして記されている注21。睡虎地『日書』で日夜比と独立してこれが記されていることからすれば、放馬灘『日書』の「辰日」に関する占法も、日夜比と不可分というわけではなく、両者が単にまとめて記されているに過ぎないであろう（日の天干を知る上で日夜比が必要であったとは思われない）。かり

に「凡日七夜九、不可娶、…」といった表現が『日書』にあらわれていれば、択日術としての日夜比の機能の存在を知ることができるのであるが、現在われわれが手にする資料による限り、日夜比がある択日術と結び付けられている明確な例はないのである。

もつとも、択日術の総合的なマニュアルとしての『日書』の性格よりすれば、日夜比もこれが『日書』に記されている以上、それが何らかの占法と結び付いていた可能性を完全に否定し去ることはできない。しかし、その『日書』に記された日夜比ですら明確には択日術と結び付けられていないのである。『中文大簡』の曆譜に記された日夜比の主要な機能を択日術に求めることは、おそらく、できないであろう。それが副次的に択日術に結び付いていたとしても、その主要な機能は日夜の物理的な時間比を知る点にあったと考えるべきである。

秦漢期の時制については、いまだ不明な点が多いようであるが、少なくとも官制としては一日を十六等分する十六時制が行われていた可能性が高いことを、近年の出土資料は示している<sup>(注22)</sup>。『中文大簡』の曆譜や『日書』に記された日夜比はいずれも十六時制に対応するものである。当時の計時器としては、大きく分けて日時計と水時計の二種があったことが知られているが<sup>(注23)</sup>、後者が

個人のレベルで用い得たとは考えられない。個人のレベルでは、簡便な日時計を用いるか、あるいは何らの計時器も用いずに日出と日没および太陽のだいたい位置によって、おおよその時間を把握していたと思われる。同じ日出でも、対応する十六時制の時間は、その時の日夜比によって異なることになるから、この十六時制にあわせて職務の遂行を求められる官吏としては日夜比は必須の情報だったはずである。それ故に、これが曆譜の上に記されているのである。

とすると、今度は日照海曲簡『視日』の刑徳七舎説もまた、その主たる機能が日夜の物理的な時間比を知る点に求められていたのではないかという疑いが頭をもたげてくる。太陽太陰曆においては、日夜比と正確に対応するのは、月ではなく節気の方である。日夜比の情報をより正確に記そうと思うならば、各月に対応させるのではなく、節気(中気)の方に対応させることになる。二至(冬至・夏至)、二分(春分・秋分)に加えて十六時制に対応する形で節気に相当する情報を書き入れるならば、おのずと刑徳七舎説のような形をとることになる。それが、日照海曲簡『視日』の刑徳七舎説である可能性はないであろうか。

刑徳七舎説は日夜比とも対応しているが、より直接的

には太陽の見かけの軌道や南中高度と対応している。夏の炎天に頭上から照らす太陽と、冬の日中でも大きく傾いた太陽とは運行している軌道が異なるとして、それを七舎に分けているのである。太陽（徳）がどの舎にあるのかを正確に定めるには相応の天体観測が必要になるが、おおよその舎であれば南中時の太陽の高さを見ることによって誰もが直接に見て知ることができる。それに対して、日夜比を直接に知ることは難しい。誰もが体内時計を持つから、夏に日が長く、冬に夜が長いことは容易に知られるものの、その日夜比の変化までは分からない。正確な時計を持たない者にとって、より直接的なのは太陽（徳）の舎であって、日夜の時間比ではないのである。そのより直接的なものを曆に記して、間接的に日夜比をも示しているのが、日照海曲簡『視日』であるようにも思えるのである。

とはいえ、上に示した孔家坡『日書』の刑徳七舎説の例もあるし、単に日夜比を知るだけであれば夏至、冬至において七舎とは異なる「郭門」「戸」を置く必要はないから、日照海曲簡『視日』の刑徳七舎説の機能を日夜比を知る点に限定してしまうことはできない。ただ、逆に、その機能を扞日術にのみ限定してしまうのも、おそらくは問題がある。そして、このことは、これらの曆

譜への命名の問題とも関わってくる。

現在出土している曆譜で自銘されているのは岳麓書院秦簡等<sup>注24)</sup>の『質日』と銀雀山漢簡の『視日』だけである。李零「視日、日書と葉書——三種簡帛文獻的區別和定名」(『文物』二〇〇八年第十二期)などは、「質」(端母質部)、「視」(禪母脂部)は音通可能であるとして、両者に區別を付けていないが、日照海曲簡『視日』の整理者は、「質日」が官吏の公務等の記録を主とした日誌であるのに対して、「視日」は占いに關する曆注を主とするものであるとして、日照海曲簡の曆譜に『視日』の名を与えている。また、工藤元男「具注曆の淵源——『日書』・『視日』・『質日』の間——」(『東洋史研究』第七十二卷第二号、二〇一三年)も両者を區別して、前者には節氣や節日(「三伏」や「臘」など)は記されていない、後者に記されるような曆注(「反支」など)はまったく記されていないことを指摘されている。日照海曲簡『視日』の刑徳七舎説が完全に扞日術のみにかかわるのであれば、これが曆注に属するものであるとすることに問題はないが、その主たる機能が日夜比を知る部分に求められていたとすれば、その性格はむしろ節氣に近いものとなる。

『中文大簡』の曆譜については、冒頭に示したように

于洪濤氏がこれを岳麓書院秦簡『質日』と同様の「質日」であるとされている。簡一九の「壬戌」の下に「休」字が記されていて、これが岳麓書院秦簡『質日』の「帰休」（簡〇五六四等）と同様、官吏の休息の記録であると見られることがその主たる理由であるが、おそらくこれを「質日」の一種と見るのは正しいであろう。そこに見える日月比も、択日術にかかわる暦注としてではなく、官制の十六時制に対応するために記されたものと考えてよい。この暦譜の残されていない部分に暦注が書き込まれている可能性はあるが、これを暫定的に『文帝十二年質日』と呼んでも差し支えないであろう。

日照海曲簡『視日』については、工藤氏等が示す「質日」と「視日」の区別を受け入れるとして、これを「質日」と見るか、「視日」と見るかは、そこに記された刑徳七舍説の性格をどのように解するかにか左右されることになる。それが節氣に準ずるものと解されるのであれば「質日」に近いものと見なされることになろうし、それが択日術に特化したものと解されるのであれば「視日」と見なされることになろう。もし、それが両方の機能を兼ね備えるものであるならば、あるいは「質日」と「視日」の区分そのものを再考していかなければならないこととなるかも知れない。ただ、現在われわれが手にして

いる資料だけでは、これを確定することは難しい<sup>(注5)</sup>。類似の暦譜の出土例が増えていけば、刑徳七舍説の機能や、それを載せる暦譜の性格もおのずから明らかになっていくはずである。今後の新たな発見に期待したい。

## 注

(1) 劉棻賢「簡帛数術文献探論」(湖北教育出版社、二〇〇三年、三六頁)。

(2) 于洪濤「秦簡牘・質日」考釈三則」(復旦大学出土文献与古文字研究中心網、2013/06/01)。

(3) 簡一〇一では六番目の干支「丁酉」の下に不明の四文字が記されているが、干支の「丁酉」の直下に続けて書かれていることからこれが干支ではないことがわかる。「干支表篇」一においては干支と干支との間には四から五文字分の空白がある。

(4) 『岳麓書院藏秦簡(壹)』(上海辭書出版社、二〇一〇年)、関沮秦漢墓簡牘」(中華書局、二〇〇一年)参照。

(5) 簡端の保存状況が明らかになれば位置を確定できるものもあるが、報告書の写真だけではこれを確定することができない。

(6) 岳麓書院秦簡『質日』では、『卅四年質日』と『卅五年私質日』に各月の大小が記されており、前者では「■十月戊

小 ■ 十二月丁酉大 …」のように朔日の干支が月の大小の  
手前に記され、後者では偶数月は「■ 十月小 … ■ 二月  
大 …」のように朔日の干支は加えられず、奇数月は「…  
■ 正月庚寅大 ■ 三月小 …」のように大の月のみ朔日の干  
支が加えられている。

(7) この簡および簡七七については、つとに森和「日書」と中  
国古代史研究——時称と時制の問題を例に——（早稲田大学  
東洋史懇話会『史滴』三〇、二〇〇八年の注二）が「編冊  
式年曆譜であるかも知れない」と指摘している。

(8) 拙稿「秦曆復元をめぐる一考察」（『中国出土資料研究』第  
一八号、待刊）。

(9) 湖南省博物館・中国科学院考古研究所「長沙馬王堆二、三  
号漢墓發掘簡報」（『文物』一九七四年第七期）参照。

(10) 『中文大簡』四六頁注では「其中有兩枝完全相同、意味著這  
批簡可能所記是不止一個甲子的曆譜」とあるが、その積文に  
よる限り（写真は不鮮明で判読し難い部分が多い）、全く同じ  
干支が書かれた二枚の簡は見あたらない。

(11) 秦漢期の曆譜については、吉村昌之「出土簡牘資料にみら  
れる曆譜の集成」（富谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店、  
二〇〇三年）にまとめられている。

(12) 劉紹剛・鄭同修「日照海曲簡「漢武帝後元二年視日」研究」  
（『中国文化遺產研究院編『出土文獻研究』第九輯、二〇一〇年）。

(13) 劉氏等の復元表は雨水から穀雨までの節氣と中氣の一部を  
誤って記しているので、ここではそれを訂正した形で引く。

(14) 『淮南子』天文篇では「十二月德居室三十日」とあるが、王  
念孫等にしたがい「十二月」を「十一月」であるとして刑德  
の七舍を考えた。

(15) 日夜比と刑德七舍説との関係については曾憲通「秦簡日書  
歲篇講疏」（饒宗頤・曾憲通『雲夢秦簡日書研究』中文大學出  
版社、一九八二年）参照。

(16) 『随州孔家坡漢墓簡牘』（文物出版社、二〇〇六年、一三七—  
八頁）。傍線部は整理者の補った文字。なお、以下、出土資料  
からの引用においては仮借字を通行字に改める。

(17) 『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年）。以下、睡虎  
地秦簡についてはこの書による。

(18) 『天水放馬灘秦簡』（中華書局、二〇〇九年）。以下、放馬灘  
秦簡についてはこの書による。

(19) 孫古宇「放馬灘秦簡編連十二例」（『簡帛』第八輯、上海古  
籍出版社、二〇一三年）は、この簡の赤外線写真には「四」「日  
十夜六」等の文字が見えるとする。なお、孫氏はまた乙篇の  
簡三七二を「八月」に相当する部分に置く。

(20) 馮先思「讀放馬灘秦簡『日書』筆記二則」（復旦大學出土文  
獻与古文字研究中心網、2010/02/16）に従う（『積文の「月』  
は「日」の誤りであろう）。「七月」の部分の簡三六二も同じ。

(21) 五月の部分だけ、睡虎地『日書』で「五月乙酉」となっ

べき課題である。

ていると合わないが、呂垂虎「天水放馬灘秦簡」識小（簡帛第五輯、上海古籍出版社、二〇一〇年）は放馬灘『日書』が「乙」を「巳」に誤ったものとする。

(22) 李天虹「秦漢時分紀時制綜論」〔考古學報〕二〇一二年第三期 参照。

(23) この時期の計時器及びそれに関する問題については、馬怡「漢代的計時器及相關問題」〔中國史研究〕二〇〇六年第三期）参照。

(24) 荊州地区博物館「江陵張家山兩座漢墓出土大批竹簡」〔文物〕一九九二年第九期）によれば張家山一三六号漢墓からも「七年實日」と自銘された曆譜が出土しているが、その写真版等はいまだ公表されていない。

(25) 日照海曲簡『視日』には、整理者が「忌」と釈した文字が、二月二日「乙卯」（簡二七）、四月十一日「癸亥」（簡二九）、六月二日「癸丑」（簡二七）、六月八日「己未」（簡三）、八月十一日「辛酉」（簡二九）、九月七日「丙戌」（簡九）、十月二日「辛亥」（簡二七）、十二月十一日「己未」（簡二九）の下に計八か所記されている。この字は写真版（図版柒）においても確認できるが、整理者が「未識。暫写為『忌』」と注するよう、本来に「忌」字であるかどうか分からない。これが曆注であるのか、別の記録であるのかについても、今後検討す